

二項、公務死亡者ニ對シ日給三百六十日分ヲ給付ス、

三項、自己ノ都合ニシテ退職ノ場合、

イ、年終満五十年ニ達シタル者退職スルモノニシテ勤続滿六十年以上モハテ一項ノ金額、

四、病氣ノ多シ不得已者ト認メ退職セシムル者ニシテ勤続滿六ヶ月以上モノハテ一項ノ金額、

前二号以外ノ理由ニシテ退職スルモノニシテ勤続滿六ヶ月以上ノ者ハテ一項ノ金額、

(二) 第一項ニシテ場合ハハ同額トシテ他業者三十日、若シ年若シ三十日ヲ支給スルコト。

四、左ノ区分ニ依リ日給ヲ増加スルコト、

日給二円以下 支給額
日給二円以上四円以下 支給額
日給四円以上六円以下 支給額
日給六円以上八円以下 支給額
日給八円以上十円以下 支給額
日給十円以上十二円以下 支給額
日給十二円以上十四円以下 支給額
日給十四円以上十六円以下 支給額
日給十六円以上十八円以下 支給額
日給十八円以上二十円以下 支給額
日給二十円以上 支給額

五、上半期決算與給與期日ヲ七月一日トスルニト、但シ下半期ハ從テ通リニト、

六、病氣等致ル場合ハ左ノ半當ヲ支給スルコト、

(一) 勤続十ヶ月以上ハ日給三百六十日分ニ對シ一月分ヲ増加スルニト加ス。

二項、勤務中、災害ニシテ死亡シタルモノハ日給三百六十日分ヲ法租上ノ遺族ニ給付ス、

三項、イ、三ニ對スル回送金、半額及積立半額亦與テ支給ス、

三項、四、会社が結算スルモノト認メタル場合ハ任意ノ額ヲ支給ス、

三項、ハ、支給セズ。

(二) 会社が結算スルモノト認メタル場合ハ相當ノ金額ヲ支給ス。

目下ノ被服ニテハ必要ノ額ヲ支給スルヲ得ズトシテ本年中之減額セズ。

給與スル場合ハハ承認ス、從業員ノ自費業又ハ既配工ノ場合ハ給與セズ。

六、会社が必要ト認メタル場合ハ任意ノ額ヲ支給ス、